

# 三佐地区公共下水道整備事業（第2エリア）

## 募 集 要 領

令和4年7月

大分市上下水道局

## 目 次

1. 応募者の備えるべき応募資格要件.....	1
(1)応募者の応募資格要件.....	1
(2)設計企業の応募資格要件.....	2
(3)建設企業の応募資格要件.....	3
2. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い.....	3
(1)代表構成員が資格要件を喪失した場合.....	3
(2)その他構成員が資格要件を喪失した場合.....	3

【別添】資格種類別担当業務内容一覧表

## 1 応募者の備えるべき応募資格要件

### (1) 応募者の応募資格要件

応募者の構成員は、次の資格要件を全て満たす者でなければならない。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 応募資格審査書類の提出期間の末日（以下「応募資格要件確認基準日」という。）から基本協定締結日までの間において「大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領」（平成 12 年大分市告示第 477 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ウ 応募資格要件確認基準日から基本協定締結日までの間において大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- エ 事業税、法人税、都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- オ 応募資格要件確認基準日から起算して 2 年以内に、銀行取引停止処分を受けた者(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく裁判所の更生(再生)手続きの開始決定(以下「再生開始決定」という。)を受けた者を除く。)でないこと。
- カ 応募資格要件確認基準日から起算して 6 ヶ月以内に、取引銀行において手形又は小切手の不渡りがある者(更生開始決定を受けた者を除く。)でないこと。
- キ 所有する資産に対する債務の不履行による仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定がされている者でないこと。
- ク 大分市内に本店を有すること。
- ケ 役員等(参加をしようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。)が暴力団員等（大分市暴力団排除条例(以下「条例」という。)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。)でないこと。
- コ 暴力団(条例第 2 条第 1 号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団関係者(条例第 6 条第 1 号に掲げる暴力団関係者をいう。以下同じ。)でないこと。
- サ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。
- シ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して賃金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。
- ス 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

## (2)設計企業の応募資格要件

設計企業は、次の資格要件を全て満たす者でなければならない。

- ア 公告日において、大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格要綱（平成17年大分市告示1700号）により、業種区分 土木コンサルタント（下水道）について、入札参加の認定を受けている者であること。
- イ 大分市又は大分市上下水道局から平成24年度以降において受注した下水道管路施設の設計業務を完了した実績を有すること。なお、複数企業の共同とする（以下「JV」という。）場合においては、代表構成員及びその他の構成員が同種業務の実績を有する者であること。
- ウ 設計業務における照査技術者及び管理技術者は、下記に記載する者をそれぞれ配置できること。ただし、照査技術者と管理技術者は兼任できない。なお、JVの場合においては、代表構成員の有資格者を配置できること。

照査技術者	別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に記載されている、土木コンサルタント（下水道）に係る有資格者1名
管理技術者	別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に記載されている、土木コンサルタント（下水道）に係る有資格者1名

- エ 施工監理業務における施工監理技術者は、RCCM 資格者（下水道部門）又は下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条に規定する資格を有する者、又は1級土木施工管理技士を配置できること。なお、設計業務における配置技術者を兼ねることができる。
- オ 上記ウ及びエに掲げる者のほか、本業務を行うにあたって、必要な人員及び資機材等を確保することができること。

### (3)建設企業の応募資格要件

建設企業は、次の資格要件を全て満たす者でなければならない。

- ア 公告日において、大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱(平成 17 年大分市告示第 1616 号)により、土木一式工事について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- イ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく経営事項審査を受けて有効であること。
- ウ 令和 4 年度に建設業法の規定による特定建設業の許可を受けており、大分市の土木一式工事A等級に格付けされている者であること。なお、J Vの場合においては、代表構成員がこれら条件を満たしている者であること。
- エ 大分市又は大分市上下水道局から受注した下水道管路施設の建設工事の施工を元請として完了した実績を有する者であること。なお、J Vの場合においては、代表構成員が同種工事の実績を有する者であること。
- オ 建設業法第 26 条に規定される土木工事における技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、応募者と本工事に係る応募資格審査書類の受付を行う日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者(契約履行時に契約日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあるものを新たに専任で配置することは可能とする。)また、J Vの場合においては、代表構成員が監理技術者、その他の構成員が国家資格を有する主任技術者をそれぞれ当該工事に専任で配置できること。

## 2 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者が、応募資格要件確認基準日の翌日から基本協定締結日までの間、「1 応募者の備えるべき応募資格要件」に記載されている資格要件を喪失した場合は失格とする。なお、J Vの場合は以下の取扱いとする。

### (1) 代表構成員が資格要件を喪失した場合

代表構成員が資格要件を喪失した場合、当該応募グループを失格とする。

### (2) その他構成員が資格要件を喪失した場合

その他構成員が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成員を除外し、当該構成員が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに管理者へ応募資格審査書類を提出し、応募参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更、出資比率の変更及び構成員の追加を認める。

